

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表

京都市では、市民や観光旅行者等の皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、平成27年4月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、繰り返し「客引き行為等禁止区域（以下、「禁止区域」という。）」において客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第11条の規定による命令に違反した者について、条例第18条の規定により、公表します。

また、条例第11条の規定による命令に違反した者は、条例第21条第1号の規定により、過料に処される対象となります。

1 さと い あら た 里井 新汰

(1) 住所

京都市左京区川端通二条下る孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「ひとさじ」

京都市中京区山崎町236-2 ルミエールド三条3階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和6年2月15日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年3月12日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年4月11日午後5時29分頃、京都市中京区木屋町通龍馬交差点において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和6年1月11日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年1月23日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

2 株式会社^イ^ン^フ^ェ^ク^シ^ョ^ン (代表取締役 ^{にしはら} 西原 ^{かつひろ} 甲浩)

(1) 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区名駅南三丁目12番16号ルポゼ名駅南702

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「つばき」

京都市中京区鍋屋町215 SAKIZO木屋町215ビル4階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和5年10月6日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年10月25日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和6年1月27日午後5時37分頃、京都市中京区木屋町通十軒町橋東詰歩道上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和4年12月8日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、令和5年4月4日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

3 株式会社レイズ (代表取締役 ^{よしかわ} 吉川 ^{だいき} 大輝)

(1) 主たる事務所の所在地

名古屋市中村区則武一丁目7番13号T's Dream403号

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「炭火庵」

京都市下京区真苧屋町210番地 K-UP七条ビル2階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和5年10月7日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年10月13日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、令和6年2月10日午後8時06分頃、京都市下京区東塩小路町590-2京都ヨドバシカメラ南側路上において、他の営業関係者に客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和5年5月26日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行

わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年9月9日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

<参 考>

京都市では、平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、禁止区域に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

なお、令和2年4月1日からは、公表範囲の拡大や両罰規定の新設等、取組の強化を図った改正条例を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

(参考) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(抄)

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表等)

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者